

## 安全保障理事会議長声明

「スーダンおよび南スーダンに関する事務総長報告書」と名付けられた議題に関する安保理の審議に関連して、2016年3月17日に開催された、安全保障理事会の第7650回会合において、安全保障理事会議長は、安保理を代表して以下の声明を発した。

安全保障理事会は、南スーダンの情勢に深刻な憂慮を表明する。安全保障理事会は、停戦が、上ナイル地方における以前の紛争地域で主として持続してきているとは言え、2月19日の安保理への概況説明において報告されたように、現行の暴力を深く懸念していることに留意する。安全保障理事会は、南スーダン共和国政府に対し、文民の保護に対する自国の責任を護持することを求める。

安全保障理事会は、国際連合南スーダン共和国ミッション（UNMISS）の文民保護地区に入りそして文民に発砲しているスーダン人民解放軍（SPLA）の制服を着た武装した男達についての信頼に足る報告に特別の憂慮を表明する。安全保障理事会は、文民、UNMISS 要員、並びに国際連合施設に対する攻撃が、受けいれがたくまた戦争犯罪を構成する可能性があることを強調する。安全保障理事会は、南スーダン共和国政府に対し、攻撃について責任を有する者を調査しそして訴追することを求め、またこの出来事に対する UNMISS の対応に対する徹底的な調査を実施する、国際連合平和維持活動局とフィールド支援局により招集される国際連合ハイパネル・ボード設立の素早い発表について国際連合を称賛し、そして興味をもってその調査結果を待つ。

安全保障理事会は、報告された人権の違反および侵害並びに国際人道法違反を非難しそしてこれに関連して、2016年3月11日の「南スーダンにおける人権、説明責任、和解および能力を改善するための国際連合人権高等弁務官事務所（OHCHR）評価派遣団報告書」および2015年12月4日のUNMISS/OHCHR 報告書「南スーダンの長引いた紛争における人権の状態」で詳細にされたものについて深い懸念を表明する。安全保障理事会は、武力紛争における性的暴力の多くの報告に深い憂慮を表明する。安全保障理事会は、激しい食糧不足である280万人と見積もられる人々を伴った、南スーダンの悪化している経済的および人道的状況に、そしてまた人道アクセスが制限され続けていることに、安保理の深刻な懸念をまた強調する。

安全保障理事会は、合同監視評価委員会（JMEC）委員長、フェスタス・モハエに対する安保理の支持を強調し、そして全ての当事者に対し、「南スーダン共和国における紛争の解決に関する合意」（「同合意」）を先に進める彼と十分に協力することを求める。

安全保障理事会は、JMEC の活動の開始、幾つかの暫定治安制度の設立、大臣職の選抜、サルバ・キール大統領による第一副大統領としてのリエック・マチャル博士の任命そして JMEC の暫定治安取極の提案の当事者の是認を含む、同合意の実施における幾つかの進展を歓迎する。

安全保障理事会は、同合意を実行するという当事者の公約を十分に遵守しない当事者に安保理の深い懸念を表明する。これに関連して、安全保障理事会は、講じられるべき以下の措置を求める。

1. 南スーダン共和国政府およびスーダン人民解放運動反体制派（SPLM-IO）が、同合意の下の自らの義務に従って恒久的な停戦を完全に且つ直ちに遵守する。

2. 南スーダン共和国政府、SPLM-IO およびその他の全ての関係者は、JMEC 議長により決定されそして 2016 年 2 月 24 日に当事者により合意されたジュバ治安取極の実施を完了するため自らの十分な協力を拡大する。

3. 大統領、第一副大統領、および副大統領は、同合意に定められたように、ジュバにおける暫定的な国民統一政府（TGNU）における自らの地位に従事する。

4. 同合意に対する当事者は、当事者および JMEC によりその後是認された、28 の新しい州の創設についての大統領命令の問題に関する、政府間開発機構（IGAD）の 2016 年 1 月 30-31 日コミュニケを遵守しまたそれに適合しない行動を取らない。

5. 南スーダン共和国政府および SPLM-IO は、文民および学校と病院を含む民間施設を保護し、自由に移動することを人々に許し、そして国際法の関連する諸規定と国連人道支援指導原則に従って、必要としている全ての者に対する、人道援助の時宜を得た提供を確保するのを助けるため完全な、安全なそして妨害のない人道アクセスを許す。

安全保障理事会は、遅くとも 2016 年 3 月 31 日までに、上で示された措置に関する進展を再検討する安保理の意図を表明する。

安全保障理事会は、同合意が署名されて以降報告されてきた現行の違反および侵害を含む、南スーダンにおける人権違反および侵害並びに国際人道法違反の説明責任を求める緊急の必要性を強調する。安全保障理事会は、同合意の第 V 章をこれに関連して留意し、その実施を求め、そしてそのなかで AUPSC が、アフリカ連合委員会の委員長が、移行期間の終わりまでを通して犯された重大な犯罪について管轄権を有することになる南スーダン混成裁判所の設立に向けて全ての必要な措置を講じることがを要請した、2015 年 9 月 26 日の AUPSC コミュニケに感謝する。安全保障理事会は、真実、治癒および和解委員会を含む、同合意第 V 章に示されたその他の手続の実施をまた求める。

安全保障理事会は、部隊の地位協定のくり返される違反の報告に深い懸念を表明しそしてこの問題に関する緊密な協力の重要性を強調する。安全保障理事会は、UNMISS に対する安保理の不動の支持を強調しそして物理的暴力の脅威の下で数十万の人を保護するためにまた南スーダン中の治安状況を安定させるために、UNMISS 要員と部隊および警察要員提供諸国により取られた勇敢な行動に対して安保理の深い感謝の念を更新する。安全保障理事会は、平和維持要員および人道要員を含むその他の国際連合並びに関連要員の安全と防護を確保するため南スーダン政府と UNMISS との間の協力を強化する必要性を認識する。

安全保障理事会は、南スーダン国民に対する安保理の確固とした支持を再確認する。